

西宮市障害福祉推進計画策定委員会（平成 28 年度第 2 回） 議事録

日 時：平成29年2月15日（水） 午前10時～午前12時

場 所：西宮市職員会館 3 階 大ホール

出席委員：北野会長、吉田副会長、近藤委員、清水委員、角野委員、高田委員、
玉木委員、西田委員、三浦委員、森裏委員
計10名

傍 聴 者：1 名

次 第：1. 開会

2. 議事

（1）西宮市障害福祉推進計画の進捗状況について

（2）西宮市障害者等実態調査結果（速報）について

3. 事務連絡

4. 閉会

配付資料：資料 1 西宮市障害福祉推進計画の進捗状況について
資料 2 西宮市障害者等実態調査結果（速報版）について
参考資料 西宮市障害福祉推進計画に係る各種取組み状況
資料別冊 アンケート調査票（身体、知的、精神、児童、難病）

1. 開会

2. 議事

（1）西宮市障害福祉推進計画の進捗状況について

【資料 1 「西宮市障害福祉推進計画の進捗状況について」について、事務局より説明】

【会長】

委員から何か質問や意見があればお願いしたい。

【委員】

特定相談支援に関して、兵庫県における課題として、一事業所当たりの相談支援に係る従事者数が 2 名を割っている状況であり、当該従事者一人あたりが担当する件数が 50 数件にのぼっているとの報告を受けている。西宮市の場合、計画相談の質に重きをおいて取り組んでいるが、相談員一人あたり、どの程度の件数の計画を担当しているのか。

【事務局】

西宮市内における相談支援事業所の相談員が一人あたり何件受け持っているかのデータが手元にないため、調べたうえで回答したい。西宮市内の相談支援事業所において一人で何百件も受け

持っているというような報告は受けていない。各事業所に相談員を複数名配置するようにお願いしているところである。相談支援のみを行っている相談員もいるが、他の事業と兼務している相談員も多く存在するため、そのあたりも整理した上で報告したい。

【委員】

地域自立支援協議会の相談支援部会で、過去にどの程度相談支援を行ってきたかなどの件数を確認することはあったが、一人あたりの件数までを話題にしたことはないため、今後は話題にしていく必要があると考える。

【委員】

介護保険の分野においては、40件や50件といった具体的な数字が示されているが、本人中心支援を考慮したときに、4年程前に国が行った調査では、一人あたり20件が限界ではないかというような数字が実際に出ている。ただし、相談支援内容の濃淡があるため、同じ力量で関わることは難しいと思われるが、少なくとも本人中心支援会議等をもって対応しようとする際には、概ね20件までが適切な量として捉えるべきという論議は国でもなされている。厚生労働省も含めて具体的に何件が適正かまでは示されていない。

【委員】

西宮市の単独事業として実施している障害者雇用奨励金について、資料に27年度の交付実績が12件と示されているが、そのほとんどが就労継続支援A型の事業所であるという説明を受けている。事業の要綱などを見ると、事業開始時点においては、市内の中小企業の背中を後押しするための事業であったように見受けられるが、一方で、就労継続支援A型事業については国も十分に検証が必要であるとの見解を示しているため、その検証が十分になされないまま、このようなかたちでA型事業所が奨励金を受けることに関しては非常にイレギュラーなことであると考え。他部局の所管になるかも知れないが、要綱上、A型事業所を奨励金の対象から外すようなことも検討していただきたい。

【会長】

就労継続支援A型は、全国的に事業所数は充足してきており、質的な問題が多くなっていることから、国も奨励するというよりむしろ厳しく精査し、コントロールする動きがある。この点について事務局より可能な範囲で説明をお願いしたい。

【事務局】

本事業の担当は労政課ではあるが、委員よりいただいた意見を担当課に確認した上で、検討したいと考える。

【委員】

権利擁護システムの構築に関して、説明資料の中で、権利擁護システム推進委員会が地域自立支援協議会と連動する内容の記載があるが、そのような会は一度も開かれたことがないと思われ

る。権利擁護支援を考えていくにあたっては、地域自立支援協議会や、その専門部会である相談支援部会などを活用していただきたい。

【会長】

西宮市の地域福祉計画や西宮市社会福祉協議会の第8次計画の中でも、障害者総合相談支援センター西宮と西宮市高齢者・障害者権利擁護支援センターとの連携が謳われている。両者がしっかりと連携しながら相談支援の中に権利擁護が含まれる仕組みを展開していく必要があると考える。また権利擁護支援システム推進委員会においても、相談も含めた全体的なシステムを展開するための議論が必要である

【事務局】

権利擁護支援システム推進委員会が十分機能していないのは、市の力不足によると認識しているが、成年後見制度利用促進法が施行されたことにあわせて、権利擁護システム推進委員会と権利擁護支援センター運営委員会をリニューアルしたいと考えている。委員からの意見を参考にしながら関係相談機関とも連携していきたい。

【委員】

今の意見に関連して、平成27年度に兵庫県において障害者基本条例の制定の検討がなされ、最終的に制定は見送られることとなり、同年度の3月に開催された審議会では、継続して審議されることになっているにもかかわらず、昨年4月に障害者差別解消法が施行されてから1年が経過しようとしているが、全く進捗が見られない。兵庫県がそのような調子であるため、兵庫県の動きを待っていたのでは、障害者差別解消の動きが前に進まない。そのようになってきたときに市レベルにおいてあっせん調整ができるような仕組みを担保する仕組みが必要である。明石市ではすでに障害者差別解消に関する条例が制定されたり、近隣でも神戸市や宝塚市は制定に向けた動きがあるようだが、西宮市においても、相談と権利擁護は障害者差別を含めて一体的な動きとして市がとらえた場合に障害者差別解消は無視することはできない。

障害児保育の充実に関して、資料にその取組みの実績が示されているが、以前、市のホームページで、障害児保育の受け入れに関して「寝返りができること」など細かく条件設定されていたように記憶しているが、本条件は撤廃されたのか。

【会長】

委員からは、障害児保育の受入れに関する児童の要件が撤廃されたかという質問と、兵庫県が制定を見送った障害者差別解消条例について市の考えがどうかという質問であったと思われる。

障害者差別解消に関する条例に関して、明石市ではすでに市条例を制定しており、茨木市でも制定に向けた動きがあるように、特に都道府県レベルで条例が制定されていない市町村において条例制定の方向性を出しているところもあるようだ。

重要なことは障害者差別について差別した側を糾弾するのではなく、専門の相談員による介入により9割5部が解決しているというようなデータも出ているので、西宮市においても専門的な相談支援機関を明確にして、そこで両者の訴えを確認し、調整するといった相談支援の充実と一

部幹旋できる仕組みづくりを検討する必要があると考える。

【委員】

保育所における障害児の受入れが増えているように見受けられるが、今後どのように増えていき、また実際にそのような見通しがあるのか、受入れを増やすためにはそれに伴って保育所に加配する職員も増やす必要があると思われるが、そのあたりの見通しについても説明していただきたい。

【会長】

資料に関して、中長期の計画の進捗を確認する必要があるため、経年的にどのように展開しているかを示していただかなければ議論がしづらい。6年の計画であるならば6年の経過を示していただく必要がある。

保育所で受け入れる対象をどのように判断して基本的に増やしていく方向で考えているのか、予算の制約の中で増やしていくのかについて見解を説明していただきたい。

【事務局】

基本的に保育所における障害児の受入れは今後増やしていくことになるが、加配職員の問題もあるため、人員体制の整備も含めて総合的に判断する必要がある。具体的なかたちとしてこのように増やしていくということまでは申し上げられない。

【事務局】

保育幼稚園事業課が所管しているが、受入れの方法については以前と特に変わっているわけではなく、まず首すわりができていのかどうか、それが集団保育として耐えられるかどうかを判断基準にしている。

全体の人数が6,400人程であるが、平成27年度は全体の1.6%程度を受け入れており、また平成28年度ではそれが2.0%を超えているため、基本的には増加している状況である。

【委員】

1カ月児の障害のない子どもが入所できているのに対して、2歳児で首がすわっていないために入所できないこと自体が、そもそも差別解消法に抵触するという認識があるかという意図で質問させていただいた。

【事務局】

集団保育において対応できるが受入れの基準になっているが、今後、障害者差別解消法との絡みも出てくるため、こども未来センターには医師等も在籍しており、どのように運用していけるかが今後の検討課題であると認識している。

【委員】

集団保育の事情も一定理解できるが、子どもに応じて個別性を高めていくことの必要性を考え

ると、身体障害だけではなく、発達障害のある子どもにおいても、一部個別対応をしなければならぬ現実がある中で、また全体的に見ながら西宮市の保育体制を強化していく過程において、スケジュールを示してもらわなければ、「考えます」「検討します」では、いつになればこういうタイプの子どもが保育所で支援を受け入れられるようになるのかが見えづらい。

【会長】

教育や保育も含めて、行政機関において義務付けられている合理的配慮の共通認識が、どういうことが合理的配慮であって、それをどのように展開していくかは、それぞれがそれぞれのところで思っているだけで、共通理解ができていないように思われるので、障害者差別解消法の共通理解と、制度的にどのように協議会を設けるかなど議論する場が必要であると考えます。

【委員】

今の市が策定した対応要領は、あくまでも職員個々に対する対応要領であって、地域全体としてこういうことに取り組んでいくということが抜け落ちている状況が問題であると感じており、そうなる対応要領とは別に条例化するなり、啓発や教育していくことをしっかりと整理することが喫緊の課題であると考えます。

【副会長】

市営住宅のグループホームとしての活用について、取り組むべき課題としてはあげられているものの、実際には法人や支援団体がグループホームを設立・運営していくことは一定理解できるが、シェアホーム型にするのか、グループホームにするのかなど、市が主導的に各法人に働きかけながら協働して取り組むための考え方などを次期計画に盛り込むなどして、現実的に目に見えるかたちのものを市営住宅の仕組みの中で示していただきたい。

【会長】

住まいや暮らしの支援に関しては、次期計画の中で明確に位置づけていただきたいと考えます。公営住宅の活用の問題に加えて、グループホームの開設補助に関して国庫補助が付かなかった場合においても市単独の事業としてどのように行うか、あるいはアパート等で一人暮らしする方をサポートする仕組みを地域生活支援拠点との関係も含めて検討する必要がある。

グループホームや入所施設での共同生活が困難な行動障害の重度な方などは、家族が疲弊しきっているケースも想定されるが、このような方のための支援の場に対するニーズも非常に高くなっており、本人の支援を行う家族の生活支援も含めて検討していただきたい。

こども未来センターの今後の展開についても大きなテーマであると考えます。充実した保育や教育が受けられる仕組みづくりが重要であり、保育所にどのような子どもをどの段階で入所してもらうのか、職員の加配をどうするかということは、非常に重要な課題である。いずれの保育所に対しても加配の要望が寄せられることが想定されるが、一方で要望どおりすべての児童に加配を付けてしまうと市の予算は成立しなくなる。加配の必要性に関しては、専門的な判断が必要であるため、こども未来センターが中心となり、判断できる専門家を養成し、保育所を巡回しながら、保育所に対するバックアップ体制の構築などについて検討していただきたい。

【事務局】

現在も市があゆみ面接を実施しており、その中でこども未来センターの医師が現場に出向き、実際にその子どもの集団生活を見た中で、適切な判断基準に基づいて加配の審査を行っている。

【委員】

地域で暮らしを支える体制づくりの必要性については会長や他の委員が言及されたとおりであると感じている。

居住支援機能と地域支援機能の目に見えた形での整備を行政が主導で展開していく必要が生じている。そのあたりの整備が進まないことには、地域移行も進まないし、何よりも本人中心支援を行う課程においては、居住支援機能の強化や地域資源の開発が必要になるのは当然のことであり、ただ議論をしているだけでそれを実体化していかなければ、何をやっているのか分からない。隣ごとのように地域での暮らしを支える生活支援の充実を唱え続けているが、実体化に向けたもう少し踏み込んだ仕組みが必要になってきている段階にきている。

【会長】

居住支援の問題は地域移行の問題とも大きく関わっている。入居施設の定員がなかなか減らない理由は施設入所の待機者が多く存在しているためであり、その背景には地域で暮らす仕組みがないために、結局親が本人の生活を丸抱えし、その親も疲弊し、施設入所待ちをしているという悪循環が生じている。地域で生活できる仕組みを展開しなければこの悪循環はいつまでたっても断ち切る事ができないと考える。

【委員】

生活支援のための体制整備に関して、手をつなぐ育成会の会員のニーズとしてはグループホームを増やしてほしいというニーズが依然として高いが、グループホームの選択肢が必ずしもその人にとって最良であるとも考えていない。ただし、グループホームの選択肢があるにも関わらず使えないという状況が問題であると考えており、使える地域資源としてグループホームを必ず整備していただきたい。

この後の議題にもなっている実態調査の結果を見ると、知的障害のある人のグループホームの利用を希望している方が 15%程度おり、一方で家族との生活を希望されている方が全体の半数以上を占めていたように思うが、家族と暮らしていても親が年をとり、いつかはひとりで生活しなければいけない時期が到来するので、その時にどのような支援ができるかの仕組みなども検討しておかなければならないと考える。

年に数回しか開催されない策定委員会で進められるようなことではないと考えており、例えば策定委員会の下部組織として専門部会を設置し、住まいのことに特化して重点的に検討する場があれば前に進められるのではないかと感じている。

委員から意見があったように、就労継続支援 A 型事業所や放課後等デイサービス事業所が劇的に増えており、利用者も増えてきているようだが、サービスの質が担保されていない状況である。放課後等デイサービス事業所に関しては、地域自立支援協議会のこども部会が中心となり、質を

担保するためのチェック機能について検討されているようであるが、就労継続支援 A 型事業所に関しても、育成会の会員からも短時間雇用であったり、特開金の補助期間が終了するタイミングで退職を勧告されたりするなどの問題を耳にしているので、行政としてチェックする仕組みについて検討していただきたい。

【会長】

委員から知的障害のある人が親亡き後などにおいても、問題なく地域で生活できるようにグループホームなど社会資源を整備してほしいということと、就労継続の実態をチェックし、フォローする仕組みが必要であるということについて言及があった。今後、国から就労継続の仕組みについて示される予定であるので、それらを活用しながらどのように展開していくか次期計画では充実したアクションプランにしていきたいと考える。

【委員】

本策定委員会は非常に重要であると認識しており、附属機関条例の基づく公的な場であるため、委員の発言のとおり、課題に応じた専門部会の設置が望まれる。例えば、地域自立支援協議会の権利擁護委員会が、障害者差別解消支援地域協議会に位置づけられているが、協議会レベルでは、物事を前に動かすことは容易ではなく、どのようにまとめてどのように解決に導くかというようなどころまでの機能を担うには負担が大きくなっている。このため策定委員会の専門部会に障害者差別解消支援地域協議会を位置づけて、そこで具体的な差別解消に向けた取組みなどを精査するようなことも検討していただきたい。

【会長】

障害者差別に関する問題は、障害福祉課マターではなく、各部局で起こっている問題について、各部局が真剣に考えて、アクション、リアクションしながら議論しなければならないマターであるとする。このため、障害福祉の関係部署だけが地域自立支援協議会の中で悶々とする状況にはならないように、できるだけ委員会全体の中で議論ができて、全体で動かせる仕組みを検討していただきたい。

(2) 西宮市障害者等実態調査結果（速報）について

【資料 2 「西宮市障害者等実態調査結果（速報版）について」について、事務局より説明】

【委員】

単純集計だけからだとは回答者の本音の部分が見えづらいため、障害程度別に、また本人が答えたか、保護者など本人以外が答えたかなどについての分析が必要であるとする。

介助・支援者の困りごとを尋ねる設問において、3～4割が障害者本人の介助・支援のために「働きたいが働けない」と回答している。回答結果から本人の親でさえ、当事者ではなくなっている、あるいは介助者ではないと考えていることがうかがえる。合理的配慮や障害者差別解消法

に基づき、社会的責任を持って、自治体もしくは誰かが障害のある人たちのことを守っていくという体制を構築していかなければならない。

【会長】

誰が回答したのかということ进行分析することが一つと、就労については年齢との関係が深いため、年齢別の集計を行うことにより見えてくる課題などもあると考える。性別についても、複合的な差別が見受けられるため、就労面で分析する必要があると考える。特に身体障害における障害部位別や、障害程度別によっても分析する必要があるだろう。

障害者本人の地域生活や自立の問題は、家族の地域生活での自立の問題とも言い換えることができる。家族が一人間としてどのような生き方ができるかということとも関連しているため、家族へのサポート・支援も含めたところを、この調査からどのように把握できるか、また今後の課題として考えていきたいと考える。

【委員】

数年前から、策定委員会での協議の中で、アンケート調査を身体障害に関して、65歳以上は視覚障害や聴覚障害に限定して行うということを確認したと思うが、65歳以上の割合が高くなっていく結果から今回はそれ以外の障害も対象にしているように思われる。就労や将来のことなど様々なことを考えたときに、このデータに基づいてクロス集計をおこなったところで、果たして現実的な課題が見えてくるかが疑問である。今回の調査対象者が実際にどのようになっているのか、もし前回から変更があったのなら、抽出の仕方をどのように決めたのか説明願いたい。

【事務局】

身体に関しては、基本的には65歳未満を対象としており、視覚障害や聴力障害のみ65歳以上も調査対象としている。

【委員】

身体障害の有効回答のうち31.1%を占めている65歳以上の回答者は、視覚障害や聴力障害によるものと理解してよいか。

【事務局】

お見込みのとおり。

【委員】

私は知的障害者の支援事業者であるため、アンケート調査結果の報告を受けて、クローズアップしているところは明確に出ていると感じた。生活支援の必要性に関しては議論の余地は無くなっていると感じており、課題を解決するための具体的なアクションを起こす必要があると考える。

市財政の壁は当然あると思われるが、生活支援に関しては地域移行も含めて進展が見られないので、具体的に進めるためにどのように取り組むかについて、しっかりと考えていく必要がある。

グループホームに関しても、先日、事業者間で協議する場があったが、現場では問題意識を持って前に進めようとして取り組んでいるが、事業所としてはなかなか一歩が踏み出せないということも確認している。近い将来、障害者本人たちが困ることが目に見えて明らかであるため、行政と事業者が責任を持って一体的に取り組む必要がある。このことについての危機感をもって計画を策定しなければ、次期計画期間においても絵に描いた餅で終わってしまうおそれがある。ぜひとも前に進めるための議論や作戦を立てていきたい。おそらく協議の場は地域自立支援協議会になるものと考えているが、グループホームの課題のことなら、グループホームに特化して、問題意識の高い事業所が集まって協議する必要があると考える。

【会長】

知的障害の課題やニーズについては、調査結果に明確に出ていると思われる。策定委員会における大きな課題として、住まいや暮らしのこと、緊急対応のことも含めた地域生活支援拠点のこと、障害者差別解消に関することの3点について、策定委員会に部会を設置して検討するか、地域自立支援協議会との連携の中で協議するか、次期計画ではもう少し踏み込んだかたちで明確にする必要があり、これらの問題を支援者だけで解決しようとするのではなく、行政のいろいろな部署の方々の知恵も借りながら議論するかたちをとらなければならないと考える。

【事務局】

来年度は次期計画に向けて作業を進めていくことになるが、先ほど委員からは「財政の壁」についての発言があったが、財政的に厳しいときだからからこそ、しっかりとした計画を策定する必要があると考える。全く計画通りに順調にいくかどうかは分からないが、外部の方の意見も聴取しながら計画を策定していくことと、委員長からも紹介があったように、障害福祉課マターではなく、健康福祉局を超えて全ての局が同じような認識に立った上で、全庁的な認識が広まれば、展望も見えてくると思われるので、今後とも貴重な意見等をお願いしたい。

【副会長】

次回の委員会からは委員数も増えていろいろな立場の方々を交えて議論することになるが、いろいろな人が一つの共通理解のもと前に進めていくことが何よりも大切であると考えているため、本委員会もそのように進めていければと考える。

3. 事務連絡

【事務局】

来年度は、委員を20名に拡大して策定委員会を開催することになる。開催日については、あらためて委員と調整を行うが、事務局としては5月中旬の午後で開催したいと考えており、具体的には5月の12日（金）、16日（火）、18日（木）のいずれかで開催したいと考えている。

4. 閉会

【事務局】

これをもって閉会させていただく。長時間ありがとうございました。